

平成29年11月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録  
平成29年12月7日～8日

場 所 第3委員会室



平成29年12月7日(木曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第31号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

・うそ電話詐欺(特殊詐欺)被害抑止対策について

・平成29年度各事業の上半期の状況について

・県立高校生の就職内定状況について

・県立明星視覚支援学校の幼稚部設置について

・「私を変えた先生との出会い」エピソードについて

・えひめ国体(第72回国民体育大会)の結果と今後の競技力向上について

・宮崎県立図書館ビジョンの策定について

出席委員(7人)

委員	長	新見昌安
副委員	長	野崎幸士
委員		徳重忠夫
委員		中野廣明
委員		横田照夫
委員		太田清海
委員		冨師博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 郷治知道

警務部長	新島健太郎
警務部参事官兼 首席監察官	中川正純
生活安全部長	戸高誠一
刑事部長	鬼塚博美
交通部長	廣澤康介
警備部長	谷口浩
警務部参事官兼 会計課長	河野俊一
警務部参事官兼 警務課長	都原誠一
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	橋本利幸
総務課長	重山勝則
少年課長	久留米英樹
生活環境課長	宮川博文
交通規制課長	壹岐幸啓
運転免許課長	中嶋信行

企業局

企業局長	冨師雄一
副局長 (総括)	平原利明
副局長 (技術)	大谷睦彦
技監	新穂伸一
総務課長	松田広一
経営企画監	新穂浩一
工務課長	喜田勝彦
開発企画監	上石浩
電気課長	森本誠二
施設管理課長	平松信一
総合制御課長	新見剛介

教育委員会

教育長 四本孝

平成29年12月7日(木)

教 育 次 長 ( 総 括 )	片 寄 元 道
教 育 次 長 (教育政策担当)	飯 干 賢
教 育 次 長 (教育振興担当)	西 田 幸一郎
参事兼総務課長	亀 澤 保 彦
財 務 福 利 課 長	柚木崎 誠一朗
学 校 政 策 課 長	吉 田 郷 志
学 校 支 援 監	金 子 文 雄
特別支援教育室長	川 越 浩 司
教 職 員 課 長	黒 木 健 一
生涯学習課長	後 藤 克 文
スポーツ振興課長	古 木 克 浩
国 体 ・ 高 校 総 体 準 備 室 長	萩 尾 英 司
文 化 財 課 長	谷 口 武 範
人権同和教育室長	米 村 公 俊
図 書 館 長	金 子 洋 士
美 術 館 副 館 長	四 位 久 光
総 合 博 物 館 長	長 友 重 俊

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	沼 口 恭一郎
議 事 課 主 任 主 事	井 口 幸 子

○新見委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第31号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に対す

る人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。

これは地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でございますので、参考にお配りをしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

報告事項等について本部長の説明を求めます。

○郷治警察本部長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。警察本部でございます。

新見委員長を初め、委員の皆様には、平素から警察業務全般にわたりまして、温かい御理解と御支援を賜っておりますことにつきまして、改めてこの場をおかりしまして深く御礼申し上げます。

師走に入りまして、町なかは一段と慌ただしくなっております、事件の発生が懸念される場所がありますが、警察といたしましては、県民の皆様が安心して新年を迎えられますよう、年末年始の特別警戒などを実施していく所存でございます。

本日御審議いただく案件でございますが、損害賠償額を定めたことについて、また、うそ電話詐欺被害抑止対策につきましての2件でございます。

以上の案件につきまして、それぞれ担当部長から御説明・御報告させますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○**新見委員長** 本部長の概要説明が終了しました。

初めに、報告事項に関する説明を求めます。

○**新島警務部長** それでは、平成29年11月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

今回御報告の損害賠償事案は、職員の公務中の交通事故が3件であります。

なお、公務中の交通事故につきましては、全て県警察が加入する任意保険において賠償をしております。

それでは、お手元の平成29年11月定例県議会提出報告書に基づき、御説明いたします。

このうち県警の損害賠償事案は、報告書3ページの6番目から8番目であります。

それでは、説明します。

まず、3ページの6番目にあります平成29年5月12日の交通事故は、小林警察署の警察官が交通捜査用の普通特殊自動車を駐車した際、変速機のシフトを前進のドライブレンジに入れたまま降車したため、車両がクリーブ現象により前進し、相手方車両と接触した事故であり、警察側の過失が100%の事故となります。この事故で、相手方所有者に過失割合に応じた車両の修理費用4万4,248円を賠償しております。

次に、3ページの7番目にあります平成29年5月15日の交通事故は、宮崎南警察署の警察官が捜査用の普通乗用自動車で交差点を通過する際、交差点の右側から一時停止を無視して侵入してきた相手方自転車と出会い頭に接触した事故であり、警察側の過失が70%、相手方の過失が30%の事故となります。この事故で、相手方所有者に過失割合に応じた車両の修理費用8,890円を賠償しております。

なお、警察の車両に損害がありませんでした

ので、相手方からの賠償は受けておりません。

最後に、3ページの8番目にあります平成29年7月26日の交通事故は、都城警察署の警察官が、捜査用の普通乗用自動車で警察署駐車場出入り口から右折して車道に出る際、右側から追い越し禁止車線を越えて走行してきた相手方車両と接触したものであり、警察側の過失が20%、相手側の過失が80%の事故となります。この事故で、相手方所有者に過失割合に応じた車両の修理費用5万2,419円を賠償しております。

なお、相手方の加入する保険会社から支払いを受けるべき15万1,684円については、歳入として受け入れることとしております。

県有車両による交通事故につきましては以上の3件であります。交通の指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故は、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでありますので、今後も引き続き防止対策を強力に推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいりたいと思っております。

以上で損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

○**新見委員長** 報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はないでしょうか。

○**中野委員** 私も過去に何回か事故をすると次は気をつけるんです。わかればいいですけど、2回目、3回目とか事故を起こす警察官っているもんですか。

○**中川首席監察官** 警察官で事故を繰り返すといえますか、例えば、年間に2回とかいう警察職員は残念ながら存在します。

大きな事故ではありませんけれど、接触事故とか、あるいは転倒、自損、自分で交番の公用バイクに乗っていてびっくりしてひっくり返っ

たとか、そういった事故等がある職員がいるのは事実であります。

○中野委員 この自動車保険の年間保険料というのはどれぐらいあるものですか。

○河野会計課長 本年度の任意保険の契約額は約290万円です。

○太田委員 この3台、普通乗用車だったんですか。イメージ的には、例えば白黒のパトカー、それから覆面パトとか言って、一般人が持っている車両と変わらない色のものがありますよね。この3台は白黒のパトカーみたいなものなんですか。

○中川首席監察官 1台目の小林の事案は、交通事故を起こしたときに、大きな箱型の白黒塗りのが、赤色灯をつけて、後ろに事故とか表示して来ますよね、あの車であります。

あとの2件につきましては、捜査用車両といまして、一般の車と見分けがつかないような車両、普通乗用車ということでございます。

○太田委員 白黒だと、ちょっと品が悪いだろうなと思いつつながら。わかりました、そういう事情ですね。

それから、2つ目のところにある自転車との関係で、70%の過失があるというのは逆にちょっと重たいんじゃないかなという気がするんですが、やっぱりこっち側のミスというのを強く認定されてしまうんですか。

○中川首席監察官 ちょうど交差点なんですけれども、やはり、これは保険会社のほうが認定していきますので、うちからはどうのこうのというのがちょっと言えないものですから、あくまでもこれまでの状況を判断して、保険会社による算定でこの割合になっているというのが実情であります。

○太田委員 しょうがないですね。

私どもも、ミスというのは必ずやるものですから、人のミスについてとやかくはちょっと言えない感じがするんですが、警察というところであると、特にそれが重たく期待されるものですから、きちっと頑張ってくださいというか、注意してくださいということで頑張っていたきたいと思います。よろしくお願ひします。

○新見委員長 ほかにございませんか。関連でもありませんか。

○中野委員 事故を起こすじゃないですか、警察が行って検証するでしょう。あのときに、こちらは過失割合が大体7とか、事故検証のときに警察のほうで過失割合を出すんですか。

○廣澤交通部長 事故現場におきまして、警察のほうから過失割合を、おたくが何%、おたくは何%ですと、そういうことを言うことはございません。

○中野委員 人身事故だった場合、書類送検しますよね、そのときはある程度何かそういう過失の割合とか、そんなものは出てこないのでしょうか。

○廣澤交通部長 例えば、1対1の自動車同士の交通事故が発生した場合、第1当事者、第2当事者という分け方をいたします。

いわゆる過失が大きいほうを、我々は第1当事者という表現はしておりますけれども、それによりまして先ほどの質問のように第1当事者だから必ず50%以上の、おたくは70ですよ、おたくは30です、そういった査定は、先ほども首席のほうからありましたように、この過失割合については保険会社の経験、実績等に基づいて査定するものでございますので、うちのほうでパーセンテージを出したりとか、そういうことはありません。

○新見委員長 ほかにございませんか。よろし

いですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 次に、その他報告事項について説明を求めます。

○戸高生活安全部長 うそ電話詐欺、特殊詐欺被害抑止対策について御説明をいたします。

特殊詐欺における被害抑止対策につきましては、ことしの4月、刑事部捜査第二課から生活安全部生活安全企画課へ事務移管となっております。

まず、特殊詐欺という言葉はわかりにくく、かた苦しいという声がありましたので、警察ではことしの9月から、県民の皆様へ被害防止を広報啓発する上では、うそ電話詐欺と呼ぶことにいたしました。

うそ電話詐欺とした理由ですけれども、犯人は主に電話を用いて被害者をだますことから名づけたものです。今後、県民の皆様にも、うそ電話詐欺という言葉が広く浸透し、電話でのお金の話は怪しいと警戒心を持っていただき、被害防止につながるよう各種施策を推進していく所存でございます。

それでは、資料に基づきまして御説明をいたします。

資料の1、(1)のグラフは、過去5年間における本県の認知件数・被害額の推移です。黄色の棒グラフは、65歳以上の高齢者被害件数を認知件数の内数として示しております。

本県における、うそ電話詐欺の認知状況は、平成26年の認知件数59件、被害額3億4,679万円をピークとして減少傾向にあります。

しかし、グラフの右端で、昨年とことしの10月末で対比しましたが、ことし10月末の時点で県内における認知件数は36件、被害額は7,645万円となっており、昨年同期に比べ、被害額は5,979

万円、約43%減少いたしました。認知件数については16件増加しており、依然として厳しい状況でございます。

資料の(2)のグラフは、ことしの月別の認知件数・被害額の推移などを示しております。

ことしは2月から7月にかけて被害が多発しましたが、8月以降は認知件数・被害額とも減少傾向にあります。

これは後に御説明いたしますが、コールセンター事業を8月1日から開始したほか、バス等の車内に対する広報啓発やテレビCMなど、いろいろな施策の効果が一部あらわれたものと認めております。

なお、参考といたしまして、別添資料に全国における、うそ電話詐欺の認知状況・被害額を示しております。

白抜きの枠は、本県と同規模県ということで、警察官の定員が2,500名以下の県となりますけれども、本県は同規模県と比較いたしましても、認知件数・被害額とも少ないことがわかります。

それでは、資料に戻りまして、資料の(3)のグラフは、ことし10月末までに認知した36件の手口別の被害者の年齢構成を示した資料になります。

ことし、認知件数が最も多いのは、オレオレ詐欺の14件、次に融資保証金詐欺の9件、還付金詐欺の7件となっております。

被害件数の多かった手口における被害者の年齢構成を見ますと、オレオレ詐欺や還付金詐欺では高齢者の被害が多いことがわかります。

また、高齢者の被害件数は22件で、全体の6割を超えていますので、本県での被害の中心は高齢者であります。

資料の(4)のグラフは、ことし10月末における県内の水際阻止の状況となります。

水際阻止とは、犯人からの、うその電話にだまされた状態の被害者が現金を準備する、ATMや金融機関の窓口に向かう、コンビニエンスストアで電子マネーを購入しようとする一連の行動の中で、金融機関の職員やコンビニエンスストアの店員、一般人等の第三者が、被害者に詐欺に遭っていることを気づかせて被害を阻止したものを言います。

ことし、本県では39件の水際阻止が確認されており、39件の主な内容は、金融機関でオレオレ詐欺の阻止が5件で1,580万円相当、コンビニエンスストアで架空請求詐欺の阻止が15件で219万円相当となっております。金融機関とコンビニエンスストアは、ともに窓口や店頭でお客様に積極的に声かけを行っていただいておりますことから、阻止していただいた件数が多くなっています。

次に、還付金詐欺の阻止件数欄のその他に9件を計上しておりますが、これは犯人が高齢者をだまして、電話で指示しながらATMコーナーに行かせ、携帯電話で指示してATMを操作してお金を振り込ませようとする。その際、ATMの操作にふなれな高齢者が、ATMの周辺で携帯電話で話をしているなどの様子を見た通行人の方やスーパーの店員の方などが声をかけて阻止していただいたものが9件あるというものでございます。

なお、還付金詐欺では11件を阻止していますが、阻止金額がゼロ円となっております。それは還付金詐欺については、犯人から電話で指示されてATMを操作するうちに、口座にある残高を口座から口座へ送金する手口ですから、阻止した時点ではATMに金額を入力し、送金するという手順の直前ですので、だまし取ろうとした金額がわかりません。したがって、阻

止金額がゼロ円となるものです。

次は、資料の裏面の、うそ電話詐欺抑止対策における課題についてです。

資料の2に記載しましたとおり、本県のうそ電話詐欺の現状から、課題として、高齢者の被害防止、水際阻止対策の推進の2点を挙げておられます。

課題の1点目は、高齢者の被害防止ですが、先ほど現状で御説明したとおり、本県の被害者の約6割は高齢者であります。特にオレオレ詐欺と還付金詐欺の被害者は、ほとんどが高齢者となっている状況です。

そこで、うそ電話詐欺の脅威から、いかに高齢者を守るのかということが大きな課題であります。

課題の2点目は、水際阻止対策の推進です。水際阻止に協力していただいている方の多くは、被害者の方とじかに接する金融機関の窓口職員の方やコンビニエンスストアの店員の方などです。

しかし、犯人らは家のリフォームで大金が要るなどといった窓口職員をだます口実まで準備して、窓口をすり抜けようとしております。

金融機関やコンビニエンスストアなどの方々には、被害を防止する最後のとりででありますから、今後も連携を強め、最新の情報を共有し、水際阻止の最前線を守っていきたいと思います。

さらに、さきの現状でも御説明いたしました、通行人の方やスーパーの店員の方などが、高齢者に声かけをして阻止していただいた事例が多くありますように、社会全体で特に高齢者の被害防止を推進することが必要であり、今後の抑止対策の課題と言えます。

このような現状、課題を踏まえまして、資料の3では現在推進中の主な抑止対策について御

説明をいたします。

警察では、うそ電話詐欺の抑止対策について、資料に括弧書きの項目で3点記載しておりますが、まず撃退力向上対策として、犯人からの電話を取らせない、犯人と電話で話をさせない対策の推進、次に看破対策として、高齢者などが犯人と電話で話をしてもだまされない、うそを看破できるようにするための広報啓発の推進、水際阻止対策として、犯人からだまされたとしても社会全体で見守り、水際で阻止することの3本柱を基本に各種対策を行っております。

それでは、個々の対策についてその概要を御説明いたします。

まず、(1)の撃退力向上対策として、アの優良防犯電話の普及についてです。

電話機を製作しているメーカーでは、うそ電話詐欺などの迷惑電話を防止する機能がついた電話機を販売しております。公益財団法人全国防犯協会連合会では、このような迷惑電話をブロックする機能にすぐれた電話機を優良迷惑電話防止機器、通称・優良防犯電話と認定いたしまして、ことし6月までに19機種を推奨しております。

優良防犯電話の推奨基準は、着信時に電話の相手方に警告音声を発する機能があり、通話中に自動録音機能があることや、高齢者などが使用するに当たって操作が容易にできるものなどですが、優良防犯電話の中には、警察や自治体から提供された、うそ電話詐欺等で実際に使用された迷惑電話番号をデータ化して、そのような迷惑電話の番号からかかってきた場合は着信を自動的に拒否する機器もあります。

そこで、警察としては優良防犯電話の普及を図るため、県民へ広報して周知を図る対策のほか、①の写真のとおり、電器店などの取扱店に

対して優良防犯電話の周知や、陳列されている場合は推奨品としての表示を依頼しております。

なお、優良防犯電話に関しては、パナソニック株式会社九州南支社と連携いたしまして、防犯電話機の紹介と、うそ電話詐欺被害防止を合わせたチラシを作成し、年内には電話機販売店の店頭などで配布することを予定しております。

次に、イの自動録音機の貸し出しですが、自動録音機は電話での会話について自動録音機能があるほか、振り込め詐欺防止のため、会話内容が自動的に録音されますといったアナウンスの警告メッセージ機能、非通知電話着信拒否機能、着信許可・着信拒否機能を有する機械で、平成26年9月から県内13警察署に合計50台を配備し、うそ電話詐欺と思われる不審電話がかかってきたなど、警察へ相談が寄せられた、主に高齢者を対象に貸し出しを行っております。貸し出し期間は原則として6カ月ですが、要望があれば引き続き貸し出すことも可能です。

次に、ウのNTT個人電話帳、いわゆるハローページからの削除促進ですが、うそ電話詐欺の犯人グループの中にはハローページを悪用している者もいます。一例として片仮名の名前など、一見して高齢者と思われる電話番号に犯人は電話をかけているものと思われま

そこで、犯行に利用されないようにするため、NTTと連携し、ハローページからの削除取り組みを行っております。削除の方法につきましては、警察官が各戸を訪問した際に、防犯指導とともに電話帳からの掲載削除依頼について説明をしまして、同意が得られた場合は、その方から削除依頼書の提出を受けて警察本部に報告されます。警察本部では内容を確認しまして、NTTに削除依頼書を送付しており、その結果、年に一度、宮崎県は毎年1、2月ごろに発行さ

れますハローページに削除が反映されております。

この取り組みは、平成26年の6月から行っておりまして、ことし10月末までに1,624件の削除依頼を受けております。

うそ電話詐欺は、犯人が電話で人をだます犯罪ですから、まず最初に犯人に電話をかけさせない状況をつくり、また犯人が電話をしても話が續かないようにするために優良防犯電話の普及、自動録音機の貸し出し、N T T個人電話帳からの削除促進という対策を推進しております。

次に、(2)の看破対策、だまされないための広報啓発について説明をいたします。

この対策は、万が一、犯人と被害者の方が電話で話をしたとしても、被害者の方がうそ電話詐欺だと看破する力を高めていただくため、県民の皆様へわかりやすく被害防止を広報啓発しようという施策です。

アの穏やかなまちづくり広報大使による広報啓発についてですが、警察では県内や全国で活動している日向市出身の演歌歌手「小田矢かな」さんを県警の穏やかなまちづくり広報大使として、ことし8月3日に委嘱しました。広報大使の委嘱は県警初で、穏やかなまちづくり広報大使という名称は、「小田矢かな」という御本人の芸名にちなんだもので相乗効果が期待されます。

穏やかなまちづくり広報大使による、うそ電話詐欺の被害防止広報としては、②の写真のとおり、各種イベントや小田矢さんが出演しているラジオ番組での情報発信のほか、県警職員が作詞作曲しました、うそ電話詐欺被害防止ソング「大好きなおばあちゃん」を歌っていただいております。この歌の由来は、被害者の約6割が高齢者で、さらに高齢被害者の90%が女性という現状から、おばあちゃんを主題としたとこ

ろです。

この曲の構成ですが、孫の「よしお」が、大好きなおばあちゃんに「オレオレ」、「保険料が戻ります」など、うそ電話詐欺のキーワードを教えて、被害に遭わないでと語りかけるものでございます。

また、歌詞の中に、「大切な心を振り込ませる、大切な気持ちを振り込ませる」とのフレーズは、孫や子を語る犯人が、子や孫の一大事を何としても助けたいというおばあちゃんの心を逆手にとってだますという非道な犯罪であることを示唆したものであります。

小田矢さんは、自己のラジオ番組でこの歌を放送したり、イベント等で歌っていただいております。また、県内13警察署へもこの歌のCDを配付し、各種イベントや集会等で流すようにしております。

なお、現在、警察本部の代表電話の保留音は、この「大好きなおばあちゃん」が流れるようにするなど、少しでも多くの人に届くようにしております。

次に、イのバス等における広報啓発ですが、ことし11月1日から、県内の路線バスの車内において、うそ電話詐欺被害防止広報啓発のポスターを貼付しております。

また、県内において自治体等が運営に関与する、いわゆるコミュニティバス等は12警察署管内、36のバスを把握していますが、コミュニティバス等は、路線バスのない中山間地帯において高齢者などの大切な足となっているのが現状です。

そこで、県内ほぼ全てのコミュニティバス等の車内において、③の写真のとおり、ポスターやラミネート加工したチラシを掲示するなどして広報啓発を行っております。

次に、ウの各種集会等における被害防止講話ですが、警察としては、あらゆる集会・会合等や、自治体や社会福祉協議会が主催などをする高齢者の集会、通称「高齢者サロン」において、主に交番や駐在所勤務の警察官が出前講座の講師として、うそ電話詐欺の広報啓発を行っております。

県内各警察署において実施中ではありますが、④の写真のとおり、特に高齢化が著しい中山間地域においては、少人数の地区住民による講話を頻繁に行っており、看破力の向上が期待できるところでございます。

なお、うそ電話詐欺は、電話という通信手段があれば、どのような地域でも被害に遭う可能性がありますので、看破力を高めるためにも、このように少数の方に繰り返し講話をすることは非常に重要と考えております。

次に、エのマスメディアに対する積極的な広報です。警察では、うそ電話詐欺の犯人の検挙のみならず、うそ電話詐欺事件の発生、金融機関の職員の方やコンビニエンスストアの店員の方が、うそ電話詐欺の被害を水際で阻止していただいた事案、被害の水際阻止に対する感謝状の贈呈、うそ電話詐欺に関する被害防止広報啓発イベントや、不定期ではありますが宮崎日日新聞のキーワード欄に対して、うそ電話詐欺の最新キーワードを掲載するなど、機会あるごとに積極的な広報を行っております。

そのほか、ことし8月には、宮崎日日新聞1面の3分の2程度の紙面に、大型の新聞広告を出したところ。これは、うそ電話詐欺の被害防止に意欲的な金融機関、コンビニエンスストア等18社から協賛を募って掲載したものです。

内容は、社会全体で特殊詐欺を防ごうというタイトルで、金融機関の取り組みとして、A T

Mでの警告画面と窓口での声かけ、コンビニエンスストアの取り組みとして、電子マネー購入者に対する声かけなどを紹介しております。

また、この広報は、ことし8月11日付の新聞で、お盆直前の3連休の初日でした。つまり、お盆で家族が集まる機会に、家族間、世代間におわたって、うそ電話詐欺を話題にしてほしいという意図で掲載したものです。

また、ことし10月11日の全国地域安全運動の初日には、地域安全運動の開始にあわせて新聞社が独自にうそ電話詐欺被害防止について記事を掲載するなど、社会での関心の高まりを感じているところです。

ほかにも、ことし11月29日の広報では、年末の地域安全運動にあわせて、うそ電話詐欺被害防止ソング「大好きなおばあちゃん」の歌詞の一部を掲載するなどしております。

また、マスメディアによる広報啓発は、新聞以外にも現在テレビでCMを放送中です。ことし8月31日から、自転車や外出時の鍵かけ励行、子供の見守りとともに、うそ電話詐欺被害防止に関するCMを放送しております。

このCMは、宮崎県防犯協会連合会が寄附金を受けて作成したもので、出演は日向警察署管内の4つの高校、門川高校、富島高校、日向高校、日向工業高校の生徒会で結成された防犯ボランティア「日向の治安を守り隊、零レンジャー」で、うそ電話詐欺被害防止に関しては、被害や警察への相談が多いオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺の3つの手口について被害防止を呼びかけております。

写真の⑤は、このテレビCMのエンディングの画像ですが、ことし12月までの毎週木曜日、MRT宮崎放送の夕方のニュースの時間帯で放映をしております。

次は、オの巡回連絡時における被害防止広報啓発です。

交番や駐在所に勤務する警察官が、特に高齢者世帯を巡回連絡で訪問した際に、電話番号が変わった、還付金があります、お金を引き出す理由はリフォーム代と答えてくださいなど、うそ電話詐欺のキーワードを記載したメモを用いて防犯指導を行っております。

また、交番や駐在所勤務の警察官は、CR名刺と呼ぶ、その地域を受け持つ警察官の顔写真が載った名刺を交付することとしております。

CR名刺は、地域住民から名指しで相談、情報提供が得られるような良好な関係を保持したり、防犯指導を通じて信頼を確保することを目的としておりますが、⑥の写真は、このCR名刺の裏面に、うそ電話詐欺被害防止ソング「大好きなおばあちゃん」の歌詞を抜粋しまして、少しでも記憶に残る広報啓発活動となるようにしているものでございます。

次に、カの防犯メールによる注意喚起ですが、警察では宮崎県防災・防犯メールや自治体で整備された電子メールのネットワークを使用しまして、被害防止の広報啓発を行っております。

メールによる情報発信は、タイムリーに情報を発信できるという利点がありますので、特に被害が発生した、あるいは不審電話が連続して発生したり、大量の架空請求と思われるはがきが県内各地に郵送されたときなどに情報発信を行っております。

なお、平成29年1月から10月までの間、うそ電話に関する宮崎県防災・防犯メールは計55件を発信しております。

次に、キの行政無線、防災無線による啓発については、各自治体で整備されている行政無線等において、うそ電話詐欺被害防止の注意喚起

を行っております。

特に日之影町など、各家庭に防災行政無線が整備された自治体においては、地域住民の隅々まで広報することができるという利点がございます。

次に、クのコールセンター事業とは、県警が委託した民間事業者の女性オペレーターから県内居住の方に電話をかけまして、うそ電話詐欺の手口について注意喚起を行うとともに、その対策等を案内して被害防止を図るものです。

架電については、警察庁から都道府県警察に提供されている、うそ電話詐欺等の捜査過程で押収した名簿、いわゆる闇名簿の登載者、NTTの電話帳に登載されている方など、犯行グループに狙われる可能性のあると思われる方を対象に行っております。

昨年度の業務では、平成28年7月1日から平成29年3月31日までの間、総架電件数が6万3,391件であり、そのうち対応して直接注意喚起を行い、または留守番電話の吹き込みにより注意喚起を行うなど、架電が完了した件数が3万3,633件でした。

本年度は8月1日からコールセンター業務を開始しておりますが、直接的な被害防止事例については3件報告されておりますので、着実に県民に浸透し、被害抑止対策の効果はあるものと判断しております。

次に、クの押収名簿登載者に対する被害防止啓発については、先ほど説明したコールセンターからの架電による注意喚起のほか、警察官による巡回連絡など、ありとあらゆる手段で名簿登載者に対する注意喚起を行っております。

最後に、資料の3、(3)の水際阻止対策～社会全体で水際阻止～について説明いたします。

警察では、最悪、被害者がだまされたとして

も、金融機関やコンビニエンスストアなど、社会全体で水際阻止を図ろうと、関係団体等と連携した取り組みを推進しております。

まず、アの金融機関と連携した取り組みですが、平成27年に宮崎財務事務所、銀行、信用金庫、郵便局、農協、漁協、信用組合といった県内全ての金融機関と、振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺の被害防止に関する協定を締結しております。

協定の内容につきましては、高齢者による100万円以上の現金払い戻しの場合、チェックシートによる声かけの励行や現金の使途確認、現金払い戻しを避けるための預金小切手や振り込みの推奨、詐欺の被害が疑われる場合の警察への通報、警察と金融機関との協働による被害確認等の実施です。

チェックシートとは、下敷きのような厚紙に、息子や孫から、風邪を引いて声が変わった、会社の金を使い込んだので弁償しないといけないなど、うそ電話詐欺のキーワードを記載し、アンケート形式で答えるもので、⑦の写真のとおり、金融機関の窓口にて備えております。

そして、高額な現金を引き下ろす、特に高齢者の方に対する声かけのきっかけになるように作成したもので、被害が疑われる場合は警察へ通報をしていただいております。

また、金融機関とは定期的に会議を実施しているほか、県内において、うそ電話詐欺と思われる不審電話が相次いだ場合や、被害が連続発生したときなど、いち早く金融機関へ情報提供するために、電子メールでの情報提供を行っております。

金融機関との情報共有での好事例としては、窓口職員による一歩踏み込んだ声かけがございます。

一例として、ことし発生したオレオレ詐欺では、犯人が被害者に対して、お金の使い道は子供の車の購入代金とってください、あるいは家のリフォーム代と答えてくださいと指示している事例がありました。

犯人側は金融機関の窓口で被害者の方が現金をおろす場合に、窓口職員から現金の使い道について質問されることを知っております。そこで、犯人側が指南している内容等の情報を金融機関へ提供したところ、金融機関窓口職員の方が被害者の方に対して、どなたの車を購入されるのですか、娘さんの車であれば娘さんに連絡します。あるいはどちらの業者さんがリフォームをされるのですか、業者さんの口座に振り込みをしましょう、あるいは御自宅のどこをリフォームされるのですかなどと、一歩踏み込んだ声かけを行っていただき、実際に被害を水際阻止していただいております。

その他、全国の金融機関では、主に還付金詐欺対策として、一定以上の年齢の方の口座で、一定期間キャッシュカードを使ったATMでの振り込み実績がないものについて、ATMでの振り込み制限をしております。ATMの振り込み制限については、ことし4月現在、全国30都道府県の140機関で実施してはいますが、ことし7月から11月までに、県内に本店のある2つの地方銀行、5つの信用金庫で運用を開始していただいております。

ATMの振り込み制限についても、還付金詐欺の被害防止対策として非常に有効であると考えております。

次に、イのコンビニエンスストア、宅配業者との連携ですが、うそ電話詐欺の手口として、現金を宅配物で送付させる現金送付型があります。

また、コンビニエンスストアでは、宅配物の受付窓口となるほか、被害者に電子マネーを購入させて番号を聞き出すなどして、購入代金をだまし取る電子マネー型があります。

この現金送付型や電子マネー型の電話詐欺の対策として、コンビニエンスストアのレジや宅配物取扱業者の窓口、金融機関のチェックシートと同様、現金をレターパックや宅配便で送るように言われた、伝票の品名欄に食品・本などと書くように言われた、電子マネーの購入を指示された、電子マネーの番号を教えろと言われたなどのキーワードを記載したチェックシートを備えつけていただきまして、宅配物を送ろうとする方や電子マネーを購入しようとする方に声かけを行うよう依頼をしております。

次に、ウのまちの安全・安心ステーション宮崎共同宣言ですが、ことし11月27日、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会と本県警察が「まちの安全・安心ステーション宮崎共同宣言」を行いました。日本フランチャイズチェーン協会とは、コンビニエンスストアのほか、ファーストフードなどの外食チェーンなどが加盟する団体であり、加盟する県内の企業は10社で計450の店舗数があります。

共同宣言は、警視庁に続き全国2例目であり、内容は、警察は各店舗に対する警戒や防犯情報の提供、各社、各店舗は、うそ電話詐欺などの被害の防止や事件発生・認知時の警察への即報などに取り組むものでございます。

これまでコンビニエンスストアのみとの連携でしたが、これからは外食チェーンなどでも被害防止の広報啓発を行いまして、社会全体での水際阻止を推進したいと考えております。

次に、エのタクシー協会との連携ですが、ことし8月9日、一般社団法人宮崎県タクシー協

会との間で、特殊詐欺を初めとする犯罪被害防止に関する協定を締結いたしました。

昨年中、タクシー運転手による水際阻止、つまりだまされた状態の被害者が、タクシーで無人ATM機へ向かおうとした際に、タクシー運転手の方との会話で、うそ電話詐欺と看破し、水際で被害を阻止したという水際阻止が4件ありまして、タクシー業界との連携が必要と考え、締結したものでございます。

この協定はタクシー協会と防犯情報ネットワークを構築し、タクシー利用者の防犯意識を啓発して、うそ電話詐欺等の犯罪を防止することを目的といたしまして、タクシー協会会員に対するタイムリーなうそ電話詐欺等の防犯情報の提供、タクシー利用者に対するうそ電話詐欺等の被害防止に係る広報啓発、認知した犯罪等に関する情報の警察への通報が主な内容となります。

具体的には、うそ電話詐欺と思われる不審電話が、特定の地域で相次いだ場合の情報提供、うそ電話詐欺の被害者と思われる方がタクシーに乗車した際の警察への通報などの場面を想定しております。

ことし、タクシーによる水際阻止については確認できておりませんが、このように金融機関、コンビニエンスストア、タクシーなどといった社会全体で、うそ電話詐欺被害を水際で阻止した結果、冒頭でも御説明しましたとおり、ことしは10月末で39件、約2,300万円という県民の方々の大切な財産を、うそ電話詐欺の被害から守っております。

このように警察としては犯人からの電話をとらせない撃退力向上対策、犯人と電話で話してもだまされないための広報啓発を行う看破対策、万が一、犯人からだまされても、金融機関

などの社会全体で水際阻止する水際阻止対策、この3本柱をうそ電話詐欺被害防止対策の基本として各施策を推進してまいります。

以上でございます。

○新見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑があったら出してください。

○中野委員 このオレオレ詐欺、本当にいろいろ次々考えて、みんな一生懸命頑張っておられるなというのはわかる。

さっきの説明で、人口比でいったらどうかわかりませんが、山間部の人たちが多く、それと、みんな金をよく持っているなというのが実感です。

さっきの新聞広報なんだけれど、例えば、いろいろな詐欺に遭った人の中で、今まで皆さんが広報をやってきたのを何か見たことありますかとか。今、新聞なんかも特に年配の人はもうとってない人がかなり多いんです。だから、広報としては何が一番効率かという話。

それから、もう一つ、私もテレビで何回か見ました。これ見ておって、ああ、そうかっというような感じで。今、どういう手口で電話が来たかというのはここでしか聞けないのですよ。だから、私はもうちょっとテレビなんかでそういうフィクションみたいな話を入れて、こんな形でありましたとか、何かそんな方法。歌を使ってにぎやかにするよりか、もうちょっとフィクションみたいな話で具体的にこんな事例に遭いましたとか、そんなふうにするのが結構いいんじゃないかなって、これは私の意見ですけど。詐欺に遭った人に、今までこんなことをやっていて、何か見てましたとかか、そんな聞き取りをしたことはないんですか。

○戸高生活安全部長 中野委員がおっしゃった

とおりの、何が効果があるのかというのは実際に形としては出てきませんが、いろんな施策が相重なって効果が出てきているんじゃないかということで、繰り返し、繰り返し、地道ではありますけれども、特効薬はありませんけれども、やっていくことが大事かとは考えております。

先ほどおっしゃいました実際に被害に遭った方については、アンケートを依頼しております、こういうのが発生しているのを知っていたのか、なぜそれにだまされたのか、そこらあたりを中心にして聞き取りをしております。

また、これはこれからの話ですけども、某テレビ局において、今度、実際に銀行でカメラを回しまして、高齢者の方が声をかけてもらえとか、そういうことについても具体的に出していきたいということで考えております。

○中野委員 そのアンケート調査ではどうでした、そういうPRを知っていたとか、見たことがあるとか、何か出てきたですか。

○戸高生活安全部長 大体だまされた方については、どこかで聞いた、あるいは知っていた、けど自分がだまされるとは思ってもいなかった。特にオレオレ詐欺については、いわゆる自分の子供さん、あるいはお孫さんが被害に遭っている、お金が欲しいと、ところが家庭の事情ですから誰にも話せない、そして大事な子供や孫を救いたいということでだまされる事案が多いのが現実です。

○中野委員 ぜひ、そういうアンケート調査の分析をまた教えてください。

○太田委員 コールセンター関係でPRをしていただいて、そのことで、例えば月別に見ると、8月以降、ぐっと減っているということは、そういういろいろな取り組みの効果として評価

するべきだろうと思うんです。だから、こういう効果がずっと今後も続いていくようにですね。

ことし、認知件数としては36件というのが出てますね。これまでの認知件数も挙げられていますが、この中で逮捕とか解決に至って犯人が見つかったというような、あの辺の数字はどうなるんですか、これ、逮捕にまで至るといってはなかなか難しいんですか。

**○鬼塚刑事部長** この振り込め詐欺にかかわった人間たちは実行犯ということで、例えば、お金を取りに来るとか、電話をかけにくるとか、最後まで、突き上げまでいけば首魁という主犯格になるわけですけど、こういう人たちをどれだけ捕まえたか、実行犯の検挙人員を申しますと、ことしが10月末現在で、本県では4人、昨年が7人、一昨年は3人とか、大体一桁台の実行犯の検挙実績でございます。

**○太田委員** わかりました。なかなか難しいんだろうなと。昔であれば、よく映画であるように、逆探知をするというのができていたんでしょうけれど、もう、今、携帯電話的なものでは、そこを探るといのはなかなか難しいんでしょうね。その辺の事情もお聞きしたいと思います。

**○鬼塚刑事部長** まず、このうそ電話詐欺の特徴、これにつきましては中枢で主犯格となる者たちが、検挙の実績もあわせて首都圏のほうで舞台となっております。

ですから、そちらの首都圏での捜査が多いということで、他県と競合する事案も多数ございますので合同で組んでやっているわけでございます。その中では、先ほどちょっとお話がありましたけれども携帯電話、これにつきましても、本人に捜査が及ばないように、例えば、飛ばし電話といって不正に入手した電話を使ってやるとか、そういう形で。結局その連絡先、犯人同

士も、先ほど言いました、例えば、お金を受けに行く受け子というのがいたりすると、その受け子に指示をする人間と、受け子自体の携帯電話同士がそういうふうにならざるを得ないから、受け子を捕まえても、今度は指示をした上の者になかなか行き当たらないとか、非常に難しい捜査になっているのが現状でございます。

**○太田委員** 実行犯と、上におけるのが首魁とされたですか、実行犯から多少の人間関係が見つかって上まで上り詰めるのが一番いいんでしょうけれども、今言われたとおりになかなか巧みで、関係を遮断しているようなやり方なんです。

実行犯と言われる人たちは、例えば、外国人であるとか、あんまりそういう言い方をしてもいけませんけれど、大体どんな感じの人なんだろうかと。

**○鬼塚刑事部長** これはうちの統計よりも全国的なお話でさせていただきますと、例えば昨年、28年でいけば全体の26%ぐらいが暴力団関係者で、あと、外国人が2%台の大体低いところで推移している、こういう者たちというのが統計上は出ています。

**○太田委員** 最後に一つ、説明のときにハローページの削除の促進というところで、片仮名名でと言われましたが、これちょっと高齢者と片仮名というのはどんな関係なのかなと思って。

**○戸高生活安全部長** 高齢者の女性の方は片仮名の名前が多い、例えばシエさんとか、あと、子がつく人とか。片仮名がつくのが統計的に多いということで、それらの方を高齢者じゃないかということで、そうじゃないかもしれませんけれども、抜き出しております。

**○太田委員** なるほど、わかりました。

○横田委員 この認知件数というのは、実際に被害に遭った件数ということですか、それとも、水際阻止できて被害に遭わなかった件数もここには入っているんですか。

○戸高生活安全部長 この認知件数は、被害届を出された方の件数でございます。

阻止件数については入っておりません。

○横田委員 先ほど中野委員も言われましたけれど、本当にお金をよく持っているなど思うんですが、犯人はこの人がお金を持っているという情報をちゃんと持ってしてから電話とかするものなんですか。

○戸高生活安全部長 先ほど説明の中で申し上げました闇名簿というのがございまして、実際に特殊詐欺で使われた名簿、これを捜査の過程で押収しています。その中では、例えば、株などの運用をしている方の名前とかも入っておりますので、割と金を持っておられる方の名前が多いのではないかなと思われま。

○横田委員 その電話の内容を信じて、本当は送りたいんだけど、お金がなかったがために被害に遭わなかったというのも、もしかするとあるかもしれませんよね、そんなのは認知は全然できないということなんですか。

○戸高生活安全部長 今おっしゃられたことに関しましては、相談ということで何件か来ております。

相談については、本当は借金があったとか、あるいは子供さんが本当に必要で、例えば、これ、実際にあったんですけれども、長男には黙って次男の方にお金を送金したのを、長男の方がだまされたと思って警察に相談したとか、いろんな事例がございませ。

○横田委員 いろんな阻止対策を打って頑張っていていただいておりますが、犯人のほうもまた別

の新たな手口を考えて、本当にイタチごっこになるような気もするんですけど、それに負けないように、ぜひ頑張っていていただきたいと思

○凶師委員 検挙率、先ほど宮崎県の数字が出たんですが、全国で言うとどれぐらいになっているんですか。

○鬼塚刑事部長 ことしの10月末の統計なんですが、認知件数に対しまして検挙した人員の割合で言いますと、全国的な平均は12.8%、当県につきましては11.1%でございます。

○凶師委員 全国のこの件数とか被害額を見てもみますと、とても信じられない額が並んでおって、このうそ電話が社会問題になってからかなり時間がたっているにもかかわらず、まだこれぐらいの数字が出てきているというのは非常に大変な事象だなと思われま。検挙率が上がらないということも、かなり捜査が難しいということをおっしゃるにあらわしているんだらうと思われま。前のページでも事細かにきめ細やかな対策の説明がありましたが、要は検挙率を上げる取り組みもされているんでしょうけれども、ここに捜査の限界があり、ゆえにもう予防とか看破対策とかに力を注いであらうがまだ効果が上がるというような認識で取り組まれているんだらうなということが推測できます。全国的な、横断的な対策もとられているんでしょうが、より効果的な対策ももちろんですが、捜査の改善とか、検挙率を上げるための新たな取り組みとかは行われていないものなんでしょうか。

○鬼塚刑事部長 先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、大体、犯行の首魁的な者が多いのは首都圏であるということ、ですから電話をかけているところも多分にしてそういうところが多いわけでありまして、ただ被

害が宮崎県だけじゃなくて全国に及ぶわけです。

ですから、そういうものを警察では、警察庁のほうでデータを集約しまして、それをまた各県のほうで見られるようにしております。それで犯人に結びつけるようなお互いの情報の共有を図りまして、そしてそういうふうに共同、合同で組んでやっておるのが現状でございます。

その検挙や先ほどの県警独自のとは別に、警察がどういう取り組みをしているのかと申しますと、要は犯行に使われるツール、道具ですね、この対策というのも行っております。

一つは、口座振り込み型が非常に多いということもありまして、そういうふうな犯行に使われた口座、これについての利用停止をやっております。

あと、先ほど言いました携帯電話もそうですが、このような不正なことに使われた携帯電話については、速やかに警察から事業者のほうに連絡をとりまして、もう細かい話はちょっと省略させていただきますけれども、要は利用をさせない、契約を解除、通話をさせないというような対策も同時に現在取り組んでいるところでございます。

**○徳重委員** つい先日、うちにも東京からはがきが来まして、還付金があるからすぐ連絡してくださいというようなことでした。相手を書いてないんですよ。相手というか、印鑑も何もありません。そういったことで私はその人に電話してみたんです。そしたら、電話をまず教えてくださいと、電話しているんだからわかってしまったんですけど、うちの住所と名前が何で東京でわかったのかなと思って。私じゃない、家内の名前で来ましたので不思議だったんですけど、住所もちゃんと全部一緒で、どうして東京でわかるんですか。

**○橋本生活安全企画課長** はがきの住所につきましては、先ほど部長からもありましたように闇名簿とか、購入履歴とか、いろんな情報から仕入れているものと思われまして。

例えば、電話帳に登載されている方は、電話帳の名簿に、まず犯人側は一律ではがきを送るというような手段をとっているものと思われまして。

ことしは、例えば訴訟を起こしたとかいう内容のはがきが、県内に多く発送されているという状況があります。このはがきは、語弊はございますが、被害者を釣る、電話をかけてくるのを待つ、いわゆるまき餌みたいな手段だと見ているところでございます。

**○徳重委員** それで、電話をしたらそういうようなことで、一応、役所に持って行って見せたので警察に届けていただいたはずで、そのままなんですが。もう絶対に連絡しないでくれというようなことでしたので、それ以降一切していないんですけど、こっちが電話したのが悪かったなと今反省しています。

**○新見委員長** A T Mを利用しての振り込みですけれども、先ほど県内に本店のある金融機関と信用金庫の話で、他県に本店のある、そして宮崎県内に支店のある金融機関もありますが、今現在、県内に存在する本支店のある金融機関は、どのくらいの期間利用がされてない口座からのA T Mを活用しての振り込みはストップするというふうに行っているのでしょうか。

**○戸高生活安全部長** 総括的に申し上げますと、県内に本店を持つ宮崎銀行、宮崎太陽銀行、それから信用金庫など、全てに振り込み制限というシステムを導入していただきました。

これで県内にある、ほかの県の銀行の支店はまだ別ですが、大半の金融機関のA T Mについ

では振り込み制限がかかったという状態でございます。

条件でございますが、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、5信用金庫は全て同じでありまして、70歳以上の名義の口座については、おおむね条件が一緒ですが、ATMにより10万円以上の振り込みを2年間以上利用していないものについては、ATMからの振り込みができないという制限になっております。

制限額も1日1回当たり限度額が10万円以下ということで、少額、例えば5万であればATMが使用できますが、10万円を超えると制限がかかるという、ほぼ同様の制限内容になっております。

**○新見委員長** そのATMでのチェックに引っかかって窓口に来て、できなかったんだがということで、要するに、そこで水際でとまったと思うんだけど、それは何件ぐらいあるんでしょうか。

**○橋本生活安全企画課長** 現在、この振り込み制限は、まず宮崎銀行が本年の7月19日から開始、太陽銀行が11月1日から、5信用金庫は11月20日からということで、まだ最近でございます。まだゼロ件でございます。

**○新見委員長** わかりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○新見委員長** それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時5分休憩

---

午前11時9分再開

**○新見委員長** 委員会を再開いたします。

報告事項等について局長の説明を求めます。

**○図師企業局長** おはようございます。企業局でございます。よろしくお願いたします。

委員の皆様方におかれましては、日ごろより企業局の事業運営につきまして御指導・御支援を賜り、まことにありがとうございます。

企業局といたしましては、今後とも健全経営に努めますとともに公営企業の理念に基づきまして、地域貢献にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導・御支援を賜りますようよろしくお願いをいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

本日御報告いたします項目について御説明いたします。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きください。

企業局では、今回、議案及び提出報告書はございませんが、その他報告事項といたしまして、平成29年度各事業の上半期の状況について御報告をさせていただきます。

今年度上半期は、電気事業及び工業用水道事業につきましては、ほぼ目標どおりに推移しているところでございますが、地域振興事業につきましては、天候に恵まれず、ゴルフ場利用者数が目標の9割以下となっているところでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

**○新見委員長** 企業局長の概要説明が終了しました。

その他報告事項に関する説明を求めます。

**○松田総務課長** それでは、引き続き御説明いたします。

お手元の資料の1ページをお開きください。

1、電気事業の業務状況についてであります。まず、(1)の事業の概況であります。

①の供給電力量の太枠の欄をごらんください。上半期は降雨量が平年を下回りましたものの、ダムの水を有効に活用できたことから、供給電力量の実績は3億5,838万7,000キロワットアワーで、目標に対する達成率は101.1%となっております。

次に、②の電力料金収入の太枠の欄をごらんください。電力料金収入の実績は24億7,800万円余で、達成率は100.1%となっております。

2ページをお開きください。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の太枠の欄をごらんください。事業収益の収入済額は26億7,800万円余で、予算額に対する収入率は53.1%となっております。

次に、イの支出の太枠の欄をごらんください。事業費の執行済額は19億5,600万円余で、予算額に対する執行率は39.6%となっております。

3ページをごらんください。

②の資本的収入及び支出であります。これは固定資産等に係る収支をあらわすものであります。

まず、アの収入であります。資本的収入の収入済額はございません。

次に、イの支出の太枠の欄をごらんください。資本的支出の執行済額は12億4,100万円余で、執行率は39.6%となっております。

このうち、建設改良費の執行率は0.2%となっておりますが、これは主要な改良工事についての支払いが下半期に集中しているためであります。なお、契約率にいたしますと19.5%となっております。

4ページをお開きください。

2、工業用水道事業の業務状況についてであります。

まず、(1)の事業の概況であります。

①の給水状況の太枠の欄をごらんください。上半期は常時使用水量の実績が1,000万1,000立方メートルと、目標である予定量よりわずかに下回りましたことから、達成率は99.1%となっております。

次に、②の給水料金収入の太枠の欄をごらんください。給水料金収入の実績は1億6,300万円余で、達成率は99.7%となっております。

5ページをごらんください。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の太枠の欄をごらんください。事業収益の収入済額は1億8,900万円余で、収入率は50.4%となっております。

次に、イの支出の太枠の欄をごらんください。事業費の執行済額は1億1,600万円余で、執行率は32.1%となっております。

6ページをお開きください。

②の資本的収入及び支出であります。

アの収入であります。資本的収入の収入済額はございません。

次に、イの支出の太枠の欄をごらんください。資本的支出の執行済額は400万円余で、執行率は3.2%となっております。このうち建設改良費の執行率はゼロ%となっております。なお、契約率につきましても、9月末時点ではゼロ%となっております。

7ページをごらんください。

3、地域振興事業の業務状況についてであります。

まず、(1)の事業の概況であります。

①のゴルフコース利用状況の太枠の欄をごらんください。上半期は台風等の影響によりまして、利用者数の実績が、合計で1万3,870人で、達成率は88.9%となっております。

次に、②の施設利用料収入の実績の欄をごらんください。指定管理者からの納付金の上半期分1,000万円余を受け入れております。

8ページをお開きください。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の太枠の欄をごらんください。事業収益の収入済額は1,200万円余で、収入率は50.6%となっております。

次に、イの支出の太枠の欄をごらんください。事業費の執行済額は1,100万円余で、執行率は47.9%となっております。

9ページをごらんください。

②の資本的収入及び支出であります。

アの収入であります。資本的収入の収入済額はございません。

次に、イの支出の太枠の欄をごらんください。資本的支出の執行済額は300万円余で、執行率は18.5%となっております。このうち建設改良費の執行率は74.3%となっております。

なお、参考といたしまして、10ページ以降に、各事業ごとの上半期時点での損益計算書と貸借対照表を添付させていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○新見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんでしょうか。

○太田委員 工業用水関係ですが、これは特別気になることでもないんですけど、目標と実績の関係、これのずれが生じるというのは、経済動向で企業活動が活発になったら余計使いま

すよとかいうような、そういう動向でその辺の誤差が出るんですか。

○松田総務課長 今回の使用水量との差でございますけれども、企業さんのほうで節約型の空調設備が使われたというようなことで、使用水量が減ったというのが原因の一つでございます。

○横田委員 ゴルフ場のことなんですけれど、これを見たら平日と休日の利用者数は、休日が平日の半分ぐらいありますから、日数は少ないのにこれだけ入っているということは、やっぱり休日のほうがはるかに多いということですね。

今、ほかのゴルフ場でも土曜・日曜とかいったら、すごくいっぱい入っていて、一打打つごとにかなり待たされるとか、そういうことも結構あると思うんですけど、ここのゴルフ場は入場制限といいますか、それはしているものなんですか。

○新穂経営企画監 日曜日の状況でありますけれども、平均いたしますと100人、多くても160とか、そういう人数ですので入場制限とかはしておりません。

○横田委員 ことしのイメージで、土曜・日曜とか、何か催し物があるといつも雨が降るなど、そういうふうにしたのをすごく覚えているんです。

だから、土曜・日曜とかに雨が降るとちょっと痛いよなと思って、でもこれはしょうがないことですから、その中で頑張ってくださいかななど。

○徳重委員 同じくゴルフ場のことですが、かなり利用者数が減ってきているというなかで、利用料収入は管理者から100%いただいているということのようですが、その採算ベースというかな、運営上、何%までが限界と見ていらっしゃるんですか。

そして、上半期がこういう状況で、これから寒くなって冬場にまだ少なくなるのかなと、こういう気がするわけで、経営上の見通し、どう考えていらっしゃるのか。

**○新穂経営企画監** まず、今後の経営状況なんですけれども、高齢者が多いということで、寒い日がありますとやはり人数が減るという傾向にございます。

ことしは夏も暑かったものですから、暑いときも減る、そして雨のときもされないというところで、やはり気象に大変影響されるところがあります。今後、寒い時期を迎えますので、寒波が来なければ、平年どおりは入るのかなとは思っております。

それと、最初の御質問の採算ベースというところなんですけれども、現在の指定管理を委託するときに大体計算したところ、3万2,500人の入場数があれば、指定管理者もとんとんで行けるというような算定はしております。

しかしながら、去年は3万464ということで、2,000人ほど目標を下回ったものですから、指定管理者が赤字になったというところがあります。

ですので、今後もやはり単価の高い土曜・日曜に客を集めるというところで、少しでも収入が改善されるように努力はしていきたいというふうに考えております。

**○新見委員長** よろしいですか。

その他で何かございませんか。

**○中野委員** 資本的収入がゼロだったけれど、普通、資本的収入というのは科目は何が考えられるかな。

**○松田総務課長** 例えば、電気事業で言いますと、収入のほうで工事負担金、これは知事部局からの負担金でありますとか、貸付金の返還金

とか一般会計からの返還金、あるいは工水会計等に貸し付けている分の返還金等が資本的収入のほうで上がってまいります。

**○新見委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○新見委員長** ないようですので、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

---

午後1時8分再開

**○新見委員長** 委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました議案等について教育長の説明を求めます。

**○四本教育長** 教育委員会でございます。よろしく願いいたします。

まず、おわびを申し上げます。教職員の服務規律の遵守につきましては、これまで繰り返し指導を行ってきたところではありますが、先月、11月7日に小学校教諭が強制わいせつ容疑で逮捕され、11月28日に起訴されたところがあります。

また、11月17日には、県立高校教諭に児童生徒へのセクシュアルハラスメントで戒告の懲戒処分を行いました。

児童生徒の模範となるべき教職員による非違行為が続けて発生しておりまして、県議会を初め、県民の皆様方の信頼を大きく裏切ることになりましたことを心から深くおわびを申し上げます。

このような状況を受けまして、県教育委員会では全公立学校の校長を対象とした緊急校長会を実施し、私から、直接、校長へ綱紀粛正に向けた指導を行ったところでございます。

今後とも不祥事を防止するため、管理職によ

る教職員一人ひとりに対する指導の徹底を図り、  
本県教育に対する信頼回復に努めてまいりたい  
と考えております。

次に、お礼を申し上げます。

11月8日に開催されました宮崎県文化賞授賞  
式には、新見委員長に御臨席をいただきまして、  
まことにありがとうございました。この場をお  
かりしまして厚く御礼を申し上げます。

ここから座って説明をさせていただきます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表  
紙をおめくりいただきまして、左側の目次をご  
らんください。

今回御審議いただきます議案は、議案第31号  
「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一  
部を改正する条例」であります。

次に、その他報告事項といたしまして5件、  
御報告させていただきます。

まず、県立高校生の就職内定状況について、  
次に、県立明星視覚支援学校の幼稚部設置につ  
いて、「私を変えた先生との出会い」エピソード  
について、えひめ国体（第72回国民体育大会）  
の結果と今後の競技力向上について、最後に宮  
崎県立図書館ビジョンの策定についてを御報告  
させていただきます。

私からの説明は以上であります。詳細につ  
きましては、この後、引き続き担当課室長及び  
図書館長が説明いたしますので、御審議のほど、  
よろしく願いいたします。

**○新見委員長** 教育長の概要説明が終了しまし  
た。

次に、議案に関する説明を求めます。

**○黒木教職員課長** 教職員課でございます。よ  
ろしく願いいたします。

お手元の常任委員会資料1ページをお願いい  
たします。

議案第31号「市町村立学校職員の給与等に関  
する条例の一部を改正する条例」につきまして  
御説明いたします。

まず、1の改正の理由についてであります。が、  
平成29年の人事委員会勧告を踏まえ、教育委員  
会が所管する市町村立学校職員の給与等に関す  
る条例について、所要の改正を行うものであり  
ます。

2の改正の概要についてであります。が、市町  
村立学校職員のうち、教育職の給料表を人事委  
員会勧告どおりに改正をいたします。

次に、3の施行期日等についてであります。が、  
公布の日から施行し、平成29年4月1日にさか  
のぼって適用することとしております。

最後に、資料にはございませんが、県立学校  
職員の給料表につきましては、知事部局所管の  
職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職  
員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
におきまして、所要の改正が行われる予定となっ  
ております。

説明は以上でございます。

**○新見委員長** 説明が終了しました。

議案についての質疑があったら出してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○新見委員長** ないようですので、次に、その  
他報告事項に関する説明を求めます。

**○吉田学校政策課長** 引き続き資料2ページを  
ごらんください。

県立高校生の就職内定状況につきまして説明  
させていただきます。

まず、1の平成29年10月31日現在の就職内定  
状況をごらんください。

上の段にありますように、平成29年度の卒業  
予定者は、網掛けの一番上の部分になります

男女合計で7,152名であります。

次に、就職希望者につきましては、県内がその下になります。1,252名、県外が912名、合計2,164名であります。

このうち10月末までに就職が内定した生徒は、県内が934名、県外が749名、合計1,683名であります。

内定率で見ますと、その下になります。県内が74.6%、県外が82.1%、全体で77.8%となっております。

右隣の平成28年度、27年度の数値は、平成29年度同時期のものでありまして、昨年度、平成28年度と比べますと、右下、太字でマイナス0.8とありますように、就職内定率は下がっております。これは、今年度、公務員を希望する生徒の割合が高い状況でありまして、自衛隊や警察は10月までに結果が出ていないことなどから、全体の内定率が下がったものと考えております。

また、表の上のほうに戻りますが、就職希望者の欄、ここの県内希望者1,252名のその2つ下にあります全体の2,164名に対する割合が57.9%になります。昨年度、平成28年度に比べて3.1%ふえておりますが、これは雇用労働政策課、宮崎労働局とともに高校生が県内企業を理解する取り組みを行ってきたことによる一定の成果があったものというふうに考えております。

また、県立高校全体で就職内定に至っていない生徒が、先ほどの希望者2,164名から内定者1,683名を引きました数、481名おりますので、今後も引き続き関係機関や学校と連携しながら就職内定率の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○川越特別支援教育室長 特別支援教育室でございます。

隣のページ、3ページをごらんください。

県立明星視覚支援学校の幼稚部設置について御説明をいたします。

これまで視覚障がいのある幼児につきましては、明星視覚支援学校が教育相談として支援に努めてまいりましたが、公の教育機関として視覚障がいのある幼児への早期教育に責任を持って取り組むべきであると判断いたしまして、来年の4月から明星視覚支援学校に幼稚部を設置することといたしましたので御報告申し上げます。

最初に、1の幼稚部設置の経緯等について御説明いたします。

まず、(1)の県内の幼稚部の設置状況でございますが、県内の特別支援学校には、聴覚障がいを対象とした都城さくら聴覚支援学校及び延岡しろやま支援学校と、病弱を対象とした赤江まつばら支援学校の計3校に、それぞれ幼稚部を設置しております。

次に、(2)の明星視覚支援学校への幼稚部設置の要望であります。保育所等におきましては、全盲の幼児の受け入れが厳しい状況にあることや、視覚障がいのある幼児に対する早期教育の必要性が高いことなどから、特別支援学校PTA連絡協議会の陳情事項として、平成27年度から今年度までの3年間、継続して要望が上がっているところでございます。

次に、(3)の明星視覚支援学校における教育相談の対応状況であります。表にありますように昨年度までは週1回、1時間程度の対応でございました。

今年度からは内容を充実いたしまして、現在、月・水・金の週3回実施しておりまして、3学期からは、さらに月曜から金曜日までの週5回へと段階的に回数をふやして対応することとし

ております。

また、時間につきましては、1学期が午前中のみの対応でしたが、2学期からは給食を実施いたしまして午後まで対応できるようにしております。

続きまして、2の設置予定の幼稚部の概要についてであります。 (1) の入学予定人数及び学級数の表にございますように、現在、3歳児学級が全盲1名、4歳児学級が全盲2名、5歳児学級が全盲1名と弱視3名の計4名で、最大で7名の入学者が見込まれており、それぞれ1学級ずつの計3学級を設置する予定であります。

次に、(2) の幼稚部の日課であります。午前9時に登校し、午後2時の下校までの間に、歩行訓練や遊びを通じた体験活動等を中心に、小学部入学までに身につけておくべき内容を学習することとしております。

最後に、3の設置までのスケジュールについてであります。11月の定例教育委員会におきまして、県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の改正を行い、明星視覚支援学校に幼稚部を新たに加えております。

本日の御報告の後、幼稚部への入学案内を行いまして、来年の3月には面接等の入学に係る検査を実施する予定としております。

説明は以上でございます。

**○黒木教職員課長** 同じく資料の4ページをごらんください。

「私を変えた先生との出会い」エピソードについて説明いたします。

1の目的にありますように、このエピソードは県民の皆様へ教育のすばらしさを再認識していただき、県民総ぐるみの教育を推進することを狙いに、7月から9月にかけて募集したものであります。

4の応募数にありますように、小学生から70代の広い年齢層より全306点の作品の応募がございました。県教育委員会において特に紹介したい心温まる作品24作品を選出し、11月12日、日曜日に、県庁講堂にて、寄稿者の方々に對しまして感謝状贈呈式を開催いたしました。

当日、24名の寄稿者のうち20名の皆様に御出席いただき、その御家族の方28名、また、エピソードにあった恩師の方13名にも参加いただいて、笑顔あり、涙ありの感動的な贈呈式を行うことができました。

なお、選出した24作品につきましては、別冊でお配りしております資料、平成29年度「私を変えた先生との出会い」エピソード集にまとめておりますので、後ほどごらんください。

今後は、6の今後の活用方法にありますように、県民の皆様へ教育のすばらしさを伝えていく貴重な資料として、また、県内の教職員を元気にし、さらに意欲を高めてもらう資料として、県教育委員会が作成する資料での紹介や「教育ネットひむか」への掲載など、各方面で活用してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

**○古木スポーツ振興課長** えひめ国体(第72回国民体育大会)の結果と今後の競技力向上についてでございます。

常任委員会資料、引き続き6ページをごらんください。

えひめ国体につきましては、9月9日の弓道競技、カヌースラローム競技から始まりまして、10月10日の総合閉会式をもって全日程を終了したところでございます。

本年度は天皇杯順位30位前半を目標としておりましたが、1に示しておりますように、本県の男女総合成績であります天皇杯得点は702点

となり、順位は44位となっております。

また、昨年44位でありました皇后杯は、順位を1つ下げ、45位となっているところでございます。

2には、平成20年度大分大会からの天皇杯順位及び競技得点の推移を示しております。参加得点であります400点を除きます今大会の競技得点は、右端に示してありますとおり302点でありました。

その内訳を3の成年少年・男女別競技得点の表に示しております。ことしの国体、平成29年のところをごらんいただきますと、合計の下にございますように、成年が190.5点、少年が111.5点と、6対4で成年の得点比率が高くなっており、成年種別の躍進がございました。

また、男女では男子が229点、女子が73点でありまして、依然としまして女子の競技力が課題となっております。

4には、入賞競技を団体競技と個人競技に分けて示しております。

まず、(1) 団体競技では、バトミントン競技少年男子の2位を初め、5競技6種別で入賞がございました。

次に、6ページをごらんください。

(2) 個人競技では、ボクシング競技少年男子の優勝やウエイトリフティング競技成年男子の優勝など、下の合計の欄にありますように、9競技31種目で入賞があったところでありました。

今年度は18競技33種目が九州ブロック国体を突破したものの、昨年度よりも3競技7種目少なく、大変危機感を持って臨んだ大会でございました。

そのような中でも、「チームみやぎき」を合言葉に、監督、コーチ、選手、そしてそれぞれを支えるドクターやトレーナーが気持ちを一つに

して、最後まで粘り強く戦っていただき、ボクシング競技少年男子の中垣選手の2年連続優勝やウエイトリフティング競技成年男子の高尾選手、青野選手の優勝、本県のバトミントン少年男子にとりましては最高成績となります団体2位になるなど、県民の皆様感動を届けることができたと感じております。

一方では、団体競技の育成強化、女子競技力の向上、新たな特技競技の育成と未普及競技の育成などの課題も浮き彫りになった大会となったところでありました。

次のページをごらんください。

続きまして、5の国民体育大会に向けての競技力向上についてでございます。

ごらんのとおり、(1)の競技力強化推進校等の支援や有望選手の発掘・育成を中心とした選手の育成・強化、(2)の選手を医科学の面からサポートすることなど環境条件整備、(3)の専門的な知識・技能を持った指導者の確保・育成という3本柱を基本に強化を図っているところでありました。

今後はこの3つの柱をさらに充実させていくことで、課題解決を図っていく必要があると考えております。

また、(4)の2巡目国体に向けて検討すべき事項としましては、本県スポーツの発展や競技力向上を図るために設置された競技力向上対策推進本部の組織を初め、競技力強化のための競技力向上対策年次計画を見直していくことが必要であり、現在、検討しているところでございます。

また、競技力強化及び大会運営の中核を担う競技団体の育成についても、今後さらに取り組んでいくことが重要であると考えております。

このような競技力向上の推進体制を整えまし

て、天皇杯獲得に向け、競技力向上を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○金子図書館長 県立図書館でございます。

お手元の常任委員会資料の8ページの宮崎県立図書館ビジョンの策定について御説明いたします。

まず、1の策定の趣旨であります。9月の当委員会で御説明しましたように、県の中核図書館であります県立図書館の今後目指すべき姿や役割、施策展開の方向性等を明確にするため、来年度から向こう10年間のビジョンを策定するものであります。

次に、2の策定までの流れであります。昨年11月の宮崎県立図書館ビジョン懇談会による県教育長への提言を踏まえて策定作業に入り、本年9月の当委員会で素案を御報告いたしました。

その後、市町村立図書館等との意見交換や9月25日から1カ月間のパブリックコメント等を経まして、このほど成案を取りまとめ、本日御報告させていただくものであります。

次に、3のパブリックコメントの結果であります。7名の方から19件の御意見をいただきました。

その主なものを御紹介いたします。期間10年の長期ビジョンであることから、中期的な評価が必要というものでありまして、ビジョンを具体的に推進するアクションプランを毎年度検証し、その結果やビジョンの環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直すと回答したところでございます。

次に、市町村立図書館等へのアドバイザー派遣については、専門性の高いものという御要望がありましたので、その趣旨も踏まえ、アド

バイスを行う当館職員の資質向上に努めてまいるとしております。

次に、当館の専門的なサービスを支える人材の育成・確保等に関しての御意見も複数出されたところでありまして、それらの御意見を踏まえつつ、司書資格のみならず、さまざまなニーズに応え得る広い視野や知識、ネットワークを有する専門的人材の育成・確保に努めてまいります。

9ページをごらんください。

パブリックコメントに基づいて修正を行った箇所が2点ございます。恐れ入りますが、別冊の宮崎県立図書館ビジョンの23ページをお開きください。

図の左側中央の吹き出しの部分に記載しておりますけれども、約400万冊の蔵書について、素案段階では「県全体で」と表現しておりましたけれども、正確を期するため、「県立及び市町村立図書館で」というふうに修正をいたしました。

続いて、同じ別冊の34ページをお開きください。

「これまでの取組の評価」の項の2段落目にあります「地域資料」につきまして、素案では歴史資料と行政資料と合わせまして「郷土資料」と表現しておりましたものを、ビジョン懇談会での議論を踏まえまして「地域資料」に修正をいたしました。35ページの該当箇所につきましても、同様の修正を行っております。

恐れ入りますが、再び常任委員会資料9ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

4の今後の予定であります。今月、当ビジョンを公表した後、ビジョンを具体化する来年度から向こう3年間のアクションプランを今年度末までに策定することといたしております。

今後、市町村立図書館や大学図書館、学校図

書館との密接な連携・協力と、それらを支える専門的人材の育成・確保に努めながら、ビジョンに掲げました「知の共有・創造を支える全県図書館ネットワーク」の実現に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○**新見委員長** 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑があったら出してください。

○**中野委員** 2ページ、高校生の就職内定、内定率がもうちょっとことしはふえているのかなと思ったが、あんまり大したことがないんだけど。その中で公務員とか自衛隊志向が多くなったという話だけれど、例えば、県外からの求人数と県外就職希望者、これなんかどんなふうに見ればいいんですか。

ここでは、県外からの就職オファーがどれぐらい来ていて、そのうち何%だから、最終的には第一希望でなければ100%決まりますよという話になるのかなと思うんだけど。県内就職にしても県内の企業の求人数と、それに対する高校生の内定率、その差は何かというのが大事な分析かなと思っているんですが。

○**吉田学校政策課長** 求人倍率でありますけれども、今、手元に、県内・県外が分かれた数字ではないんですが、1.5倍の求人があるという状況にあります。

先ほど説明いたしました2ページの表は、求人というよりも今の就職希望者がどれだけ内定しているかと。先ほど委員がおっしゃいましたように、未内定の生徒の中の半数以上が公務員でありますので、ことしは公務員の希望者が多うございましたので、昨年度より少なくなっているという状況にあります。

○**中野委員** 高校生の求人は、ハローワークを

通して来るわけじゃないでしょう、各学校それぞれに。どうなっているの。

○**吉田学校政策課長** 各学校に来ることになっています。

○**中野委員** 私が今知りたいのは、この雇用状況の中で、県外からの求人数、それに対してまだ100%決まってないということとか、さっき言ったように県内の高校生求人数に対して何人決まったかとか、何かそこ辺をもうちょっと。この単なる内定とかいうのは、今、最終的にはミスマッチでこれだけ決まっていませんという話なのか。学校数が多いけど、高校生だから教育委員会で全体の求人数の取りまとめぐらいはとっていないわけ。

○**飯干教育次長(教育政策担当)** 求人数に関して1.5倍というのは、県内、県外というのがまた後で出てくるかもしれませんが。

○**中野委員** ちょっと待って、その1.5倍って高校生の1.5倍。全体が1.5倍じゃないの。一般も含めた、パートも含めた有効求人倍率というのは。

○**吉田学校政策課長** この1.5倍というのは高校の状況であります。

○**中野委員** 高校だけの募集と希望者ということでもいいわけ。1.5というのは全体じゃないの、ハローワークでとっている。

高校生だけの有効求人倍率というのは、どこかがまとめないと、ハローワークじゃ出ないのでは。

○**吉田学校政策課長** 求人数のデータは労働局にありますので、県内外のデータが今こちらにはないんですけれど、求人倍率については高校は1.59倍、県内求職者に対する求人倍率というのが2.73倍と、県内の求人が多い状況になっております。

○中野委員 1.5あるのに今はトータルで77%とかで、あとは時間的な問題で、第一、第二希望まで入れれば100%にできるという話なの。

○飯干教育次長(教育政策担当) 今のお答えしますが、就職の場合に、1人1社しか受けることができません。そこに複数の高校生が集まってくるので、当然落ちる子がいるわけです。

1つの企業に例えば5人の求人があって、でも生徒のほうは1人1つ受けに行くわけです。そうすると、その会社で例えば5人の募集に10人来た場合には、第一希望で5人が落ちてしまうんです。

だから、その子たちはどうするかというと、少し期間をあけて待って、次の会社をもう一度受けます。人によっては1月とか2月に2回目、3回目を受けるという状況があって、1人、一度に1社しか受けられないので、落ちてしまったら次を待つということになります。

それと、もう一つは、先ほど課長が言いましたように、ことしの卒業予定者数は去年よりも減ってますけれども、この中に公務員の希望者が280名いまして、それは去年と比べて20名多いんです。この発表がまだですので、それで率も少し下がってしまうと、今後決まっていますが、もちろん決まってない子も若干名出ますけれども、これからこのカーブのように、流れとしてはそういうことでございます。

○中野委員 今、県内の高校生の有効求人倍率はどれぐらいなの。

○吉田学校政策課長 本年度は、2.73倍であります。

○徳重委員 同じような質問になろうかと思いますが、今の内定率から言うと、480名ぐらいの方がまだ内定していないと、280名の方が公務員を受験されているということを今おっしゃった

ところですよ。

それで、県外の場合は年内にもう大体終わるんじゃないかなと私は思ってるんですが、県外が今からも来るのかなと。落ちた人たちがもう一遍県外を受けようというようにときに、まだこれからも県外の募集があると理解していいんですか。

○吉田学校政策課長 求人のほうが多うございますので、就職試験に落ちた生徒がまた試験を受けていくというふうにしなごら、少しずつ県内でも県外でも決まるまで受け続けていきますので、十分、就職口はあるということになると思います。

○徳重委員 県外の方々というのは、ある程度優秀な者からとっていくでしょう。倍率も県内は2.73と、さらに大きな倍率になっていますよね、それぐらい要求が高いわけです。そこで学校としては本人の意思と言えはそれまでですけど、県内のほうが相当有利に就職ができるような形になっているのかなと思ってるんですよ、そういうことは指導はされないものでしょうか。

○吉田学校政策課長 本人の希望が優先ではあるんですが、例えば、県外でだめだった生徒に対して県内企業を紹介して、そちらに移行するというパターンは学校ではよくあります。

県内がだめで県外へというパターンよりも、県内に落ち着くパターンはあるというふうにご学校から聞いております。

○徳重委員 先ほど公務員の希望者が280名という数字を出されたんですが、何人受かるかということは想定はできないんですか。

この公務員希望の人が何人ぐらい就職できないということを想定されているのか、全部行けたらありがたいんですけど、それは想定外で

すか。

○吉田学校政策課長 公務員はやはり倍率も高うございますので、落ちてしまう生徒もかなり出てきます。具体的な数はちょっと述べられませんが、そういった生徒は、次年度に公務員をチャレンジしようという生徒が多いですので、就職に転ずるといよりも公務員専門学校等に進学して、もう一度、次年度に狙うというパターンが多くなるのが通常であります。

○横田委員 同じく高校生の就職についてですけど、これは県立高校生ということでしたが、私立の高校生もほとんど同じような傾向と考えてよろしいのでしょうか。

○吉田学校政策課長 教育委員会のデータは文科省のデータの要求に基づいていますので、県立学校だけなんですけど、雇用労働政策課のほうは私立も含めておまして、その数字を比較しますと、私立を含めたほうが若干県内就職率が高めに出ますので、私立のほうが少し県内就職の割合が高いというふうに考えております。

○横田委員 ということは、先ほどもちょっと言われましたけれど、皆さんたちの努力で県内就職率が徐々に高まってきているというふうに考えてもいいということですね。

○吉田学校政策課長 先ほどの県内の希望者数の割合から見ても、二、三%ずつは伸びていると考えます。

○横田委員 警察とか自衛隊など、公務員がまだ決まってないということでしたけれど、これは、例えば警察だったら県内、自衛隊とかがだったら県外になるのかなと思うんですけど、その県内・県外のカウントはどんなふうに考えればいいのでしょうか。

○吉田学校政策課長 生徒が希望する場所によって公務員は分けているということになりま

す。特に自衛隊とかは最終的に配属先で決まってしまうんですけども、本人が自衛隊の県内というふうに希望していれば、県内に計上していますし、例えば、警視庁を希望していれば県外に計上しています。

○横田委員 それで、内定率が県内のほうがかなり低いんですけど、県内が低くなっている要因といたしますか、それはわかっているのでしょうか、わかっていたら教えていただきたいんですけど。

○吉田学校政策課長 県外は早くから求人票を出して、早く生徒を確保していくという傾向があります。今、県内内定率が低く見えていますが、各方面から、それから企業さんの努力によって求人票を早く出してくれるようになっていきますので、ここは県外よりは低いんですけども、改善の傾向があるというふうに考えています。

○図師委員 同じく就職内定状況なんですけど、先ほどから出ておりますように、卒業予定者は減っているけれども、県内希望者が横ばい状態というのはやっぱり努力のあらわれだろうと思いますし、県外希望者が減っているというのが如実に出ていると思います。

それで、県外希望者の中で主な希望業種、どういうところに県外の就職希望者は流れているのか、つかんでいらっしゃれば教えてください。

○吉田学校政策課長 県外企業を希望する多くの割合を持っているのが工業高校でありまして、特に製造業に対して県外での就職を希望する、例えば一部上場企業ですとか、よく耳にする企業に勤めてみたいと、そういうところから求人があると、そちらのほうを希望する傾向があります。

○図師委員 その希望理由なんですけど、やはりネームバリューもあろうかと思いますが、どの

ようなものが挙げられるのでしょうか。

○吉田学校政策課長 調査しますと、やはり一つは県外に出て働いてみたい、それから、処遇の面で比較しますと、県内よりも県外がいいというのがあります。中には県内によさそうな企業がないような気がするという理由で県外というのがありますので、そこあたりはまたさらにこれから啓発していくことで県内就職の認知がふえていくと思います。

○凶師委員 今おっしゃられるとおりでと私も思いまして、県外流出する主な業種が県内に同様なものがないのか。また、処遇面に関しては、県外と同等というのは難しいんでしょうが、都城商業高校でしたかね、我々が調査したときに、アドバイザーの先生がおっしゃられていたんですが、通勤時間とか、家賃とか、食費とか、そういうものを勘案したときに、手取りの給料と、言わば、実際もらえる給料というのは、結局、宮崎に住んだ場合だと残るほうが大きいんだよとか、そういう指導のもとで県内就職をあっせんしているということは、説明を聞いてすごく腑に落ちたんです。

ですから、そういうものをやはり生徒に早い段階から伝えていくということが必要でしょうし、もっと言うならば、製造業、これはもう教育委員会だけではなくて、他部門との連携になるんでしょうが、積極的に誘致して、そういうところへの就職口をどんどんつくっていくというようなところもあわせてやっていかれる必要があるんだと、この数字を見て思ったところです。

○吉田学校政策課長 学校のほうでも、今、この県内就職率向上という動きを捉えていまして、県外就職をはっきりと決めて動かない生徒は別ですが、悩んでいる生徒等には物価のことで

とか、そういうことを示しながら、いい選択ができるような指導を今しているところであります。

それから、県内に就職支援エリアコーディネーターというのを派遣していますが、この前、会われたような方が、この企業がこうだというようにさらに具体的にアドバイスを学校のほうにして、それをまた先生たちが生徒にするというような仕組みができつつあると考えています。

○中野委員 例えば、就職希望者、県内と県外がありますよね、これが希望どおりにいったときの県外の就職者の割合をちょっと出してみてもいいや、この内定、希望者数どおりとなると、県内就職率がワースト1というのは、もうしようがないなという話になるような気がする。

○吉田学校政策課長 希望者数でしょうか。

○中野委員 希望者数でいった場合。

○吉田学校政策課長 就職希望者数で言いますと、912という県外の数は42.1%であります。

○新見委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○太田委員 明星支援学校についてであります。これは3クラスふえるということで、スペース的に可能かどうかというのももちろんあるんですが、何かあきスペースとかつくられたんですかね。

それと、もう一つは、3クラスふえるということで、人的な体制やらはどういうふうにされるのかという。

○川越特別支援教育室長 教室につきましては、明星視覚支援学校には、現在、1教室は教育相談で使っている部屋がございます。あと2教室につきましては、余裕教室がございますので、教室については十分対応ができるものとなっております。

また、人的な配置につきましては、教職員課とも協議を重ねながら、教員の配置について現在検討を行っているところでございます。

○**太田委員** 人的な配置については増というか、ふやさざるを得ないことになりますよね、どこかが減ればもってこれるでしょうけれど、一応ふやす方向でということでもいいですね。

○**川越特別支援教育室長** はい、そうでございます。

○**太田委員** もう一ついいですか、4ページの「私を変えた先生との出会い」エピソードについてであります。私も読ませてもらいましたが、初めて読んで申しわけないんですけど、非常にいいことがいっぱい書いてあるなと思いました。いつからこのエピソード集を発行するようになったんですか。

○**黒木教職員課長** 平成27年度から3年目になります。

○**太田委員** 感謝状贈呈式のときに、涙の対面をされることもあったらと思うと、本当に何で行けなかったのかなと後で思うところです。私の場合はちょっと日程が詰まっていたからなんでしょうけれど、なかなかいい取り組みだなという感じを持ちました。

この作文自体もあるし、かつての恩師と引き合わせることもされていると思うと、なかなか感動的だったんだろうなと思って。この文章自体が、先生からの一言で感銘を受けたり、体験の中でいろんな指導を受けて、やっぱり世の中で建設的に生きていこうということを子供たちにいい意味で植えつけたんだろうなと思うと、3年目であるということですけど、私も知らなかったことで申しわけなかったんですが。これはどういう募集の仕方、どんなPRをされて募集しているのかを、私も知らなかったばっか

りに、ちょっと教えてください。

○**黒木教職員課長** 募集についてであります。方法としましてはテレビ等の教育番組で告知をしたり、あと市町村の教育委員会へ依頼をしたり、あと県のホームページ「教育ネットひむか」等で告知をいたしました。

また、県内の大学とか企業等へもチラシを配布いたしまして、本年度、チラシを全て入れると4,500枚ほど配布して募集をしたところであります。

○**太田委員** 70代の方が1名応募されていますよね、もう年齢に関係なく過去を思い出して、あの先生の思い出を、となるんだろうと思うんです。非常に素晴らしいなと思って、建設的に生きていこうということを先生から教えてもらうというのが本当に一番いい体験だろうなとつくづく感じたところです。

ぜひ、こういうのを県民の方に広まるようにして、俺も書いてみようとか、俺もこういう経験があるというのをどんどん出してくださるようになるというのかなと思って、本当にいい取り組みだと思っております。

○**黒木教職員課長** 今後、このエピソード集については「教育ネットひむか」へ掲載し、ホームページでも公表したいと思っております。

改めて、教員の影響力は、はかり知れないものであるということも再認識させられましたので、また先生方にもそのことを伝えて、模範となるよう自覚を促していきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○**横田委員** 国体関係なんですけど、この前、主要3施設がもう決まりましたけれど、先日、あるスポーツ団体の人から、それに対しての不満の声があったんです。

この前、一般質問でもそういう質問がしまし

たけれど、一旦決まったことにいつまでも不平・不満を引っ張ってもらったら、選手強化とか、今後の協力体制とかをつくっていくことにすごくマイナスというか、プラスには決してならないと思います。できるだけ早く納得していただけるような取り組みもしていかなければいけないんじゃないかなと思うんですけど、考えをお聞かせください。

**○萩尾国体・高校総体準備室長** 9月に県営3施設の整備方針を表明いたしまして、その後、要望を出していただいた競技団体の皆様のところにお伺いをいたしまして、今、いろいろとお話を伺っているところです。

中にはもう決まったものがありますので、今後、私どもの競技団体のほうではしっかり国体に頑張っていきたいという団体もあれば、やはりちょっと遠くなったということで、いわゆる役員さんであるとか、非常にお金がかかるでありますとか、宿泊の不安を言っておられる団体等もございます。

そこあたりのお話をお伺いして、競技団体の方々のそういう不安であるとか心配になっていることを、やはりいろんな市町村と連携をしながら、どんな支援策ができるのか、あるいは強化のほうもあるんですけど。先日、準備委員会のほうでも、開催の基本方針の中で、もう「チームみやぎ」でやるんだと、官民挙げて、これは当然、競技団体もなんですけれども、一般のいろんな県民の方々がスポーツを通して地域創生でありますとか、御自分の健康増進でありますとか、あるいは地域の方々できずなをつくって頑張っていく姿とか、そういうところをお話をして、基本方針で示していただいた全県的なスポーツ振興とか、あるいは地域創生でありますとか、そういうところにつなげていきましょ

うというお話を今させていただいている状況がございます。今までのシステムが変わりますので、確かに不安な面とかそういうところはあるんですけれども、我々としてはこの2巡目国体をぜひいい機会と捉えて、未来の宮崎をつくるんだという意識を御理解いただく努力を、また地元の人たちとも、ほかのところとも連携して、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

**○横田委員** 宿泊施設の問題とか、距離の問題とか、よく言われるんですよ。

でも、私もこの前、秋田県のねりんピックにも行かせてもらいましたし、愛媛県の障がい者スポーツ大会にも行かせてもらったんですけど、もう当然どこでも同じなんですよね。距離も相当あるし、私たちが泊まっていたホテルから開会式場まで、タクシーで40分以上かかりました。でも、すごい数のバスが計画的にどんどん走って、選手たちを輸送したりして、結局そういうことで、今、持っておられる不安は解消できると思うんです。そういったこともしっかりと説明していただきながら、何となく不安に思っていて、そういう不満になっているんじゃないかと思いますので、そこらあたりもしっかりと説明していただいて、不安解消にも努めていただければと思います。

**○徳重委員** 国体ですが、先ほどの報告で本年度は44位ということで、長崎の19位というのがあります。過去10年ぐらいいい結果を出していないところです。

前の第1回目の宮崎国体のときには、たしか天皇杯をとったんでしたかね。そうなりますと、恐らく全種目でエントリーできるのかなと思っておりますが、エントリーの数はどうなっているんですか。

**○古木スポーツ振興課長** 九州のブロック大会

という本大会に参加するための予選があるんですけれど、そこを突破しないと本大会に出れません。

開催県につきましては、それが全部エントリーできますので、そういった面ではかなり得点をとるといえるか、地元の県はかなりアドバンテージがあるというようなことになっております。

**○徳重委員** そうなりますと、やはり目指すところは、どこの県もそうだろうと思うんですが、天皇杯、皇后杯、何とかとりたいなど。あと9年後ということになります。

国体の種目の中には今まで宮崎県で取り入れていないような競技、そういったものもあると思うんです。例えば、今、宮崎県で大会が行われていない競技で、国体の種目として取り上げられているというのは、例を挙げて二、三でもいいですが、どういうものか教えていただくとありがたいです。

**○古木スポーツ振興課長** 国体の競技は冬の競技の3競技を入れまして40競技あるんですけれど、宮崎県としては競技団体は全てございます。何らかの育成なり、大会等は全て基本的にはあるんですけれども、一部、例えばアイスホッケーであるとか、そういったものについては、県内ではやっとな選抜チームを1つつくるという状況はございます。そのほかは、例えばスキーであっても県民総合スポーツ祭で大会があったりとか、競技団体さんが40競技全てございますので、その中で大会そのものはやっております。ただ、競技人口といたしましては非常にやはり少ない、そしてまた競技団体さんの役員等も非常に少ないということで、本大会で点数をとることになると、やはりかなり強化しないといけませんし、また、今度は大会の運営もかかってくることから、競技団体さんの御協力が

要りますので、そういった運営のほうでも大切になってきます。この資料でも最後に挙げさせていただきましてけれど、競技団体の育成というのが、競技力であっても、あるいは大会運営にあっても非常に大切になってきますので、そのあたりの支援というのをしっかりやっていく必要があるかなと考えております。

**○徳重委員** 今おっしゃった競技団体の育成支援がこれからとられていくでしょうが、考えていらっしゃるなかでどういった競技、例えば、今おっしゃったスキーだってジャンプなんかは夏にもやっていますね、あるいはスケートだってリンクがあってやっという感じがしますが、どういったものがあとあるのかなと思ったところですか。

**○古木スポーツ振興課長** 先ほど冬の競技を申し上げましたけれど、夏の競技で言いますと、例えば、なかなか予選を突破して本大会にまだ出られていないような競技といたしましては、挙げるならばフェンシングであるとか、あるいは山岳競技、ボルダリングという壁を登っていく競技があるんですけれど、そういったものとか。アーチェリーあたりもなかなかまだ競技人口が少ない、そして銃剣道、これはもう自衛隊さんぐらいしか取り組んでおりませんので、少年はなかなかないというような状況、それとクレー射撃についても非常に競技人口が減ってきております。そのほかなぎなたといった、今、挙げたような競技が、特に懸念されるのかなと思っているところでございます。

**○徳重委員** 今言われましたフェンシング、山岳競技・ボルダリング、アーチェリー、銃剣道。例えば、都城自衛隊あたりは全国優勝を何回もしている状況なんです。私の知り合いも日本一になったのが2人ぐらいおるんですが、そういっ

たことでかなり競技人口があるんじゃないかなと、また、それに関心のある高校生なり、自衛隊を終わられた40代、50代の方でも、出られる可能性は十分あるのかなと思ったりもしたんです。そういったふうに競技人口がある程度少なくとも入賞する可能性はあると思うんです。

だから、育成をして、1点でも点数を上げていって、総体的に上がっていかないと天皇杯に届かないと思うものですから。もう今の時点でこうしていくぞと、それぞれの競技の目指すところをちゃんと決めて、そして最低どれぐらいの人は育成していくぞと、あるいは指導者を早く決めてこうするぞというものが出てこないか。恐らくあと四、五年たってから、まだ3年あるから、5年あるから、もうそのときでは遅いと思うんです。そこ辺はどう考えていらっしゃるか。

**○古木スポーツ振興課長** 今、御指摘のとおり、そういった計画で早く取り組まないと、やはりある程度期間が必要になってくると思います。

現在、各競技団体さんのヒアリングを県の体育協会と県の教育委員会で一緒にやっております。その中で、各競技団体のほうにも2巡目国体に向けてどういった強化を図っていく必要があるのかということ、あるいは具体的にどんな支援が必要なのかというようなこと等のヒアリングを行っておりますので、その後、一緒に各競技団体さんともしっかりそこを考えていく必要があると思います。議員御指摘のように、40競技ありまして、天皇杯をとっている県を見ますと、40のうちの35から36競技は入賞するような点数をとっていかないと、もう天皇杯には届かないというのが現状でございます。先ほど申し上げた、なかなか国体で点数がとれていないような競技も、逆算して今何をやるべきかとい

うところをやはりしっかり考えていきたいと思えます。

**○徳重委員** 早急にそういった体制づくりをしていただきたいと要望しておきます。

**○中野委員** 国民体育大会、成年男子・女子、少年男子・女子、これずっと順位が高いほうがいいと思うんだけど、少年男子、少年女子というのを知らないのだけれど、高校生以下という理解でいいわけですか。

**○古木スポーツ振興課長** 基本的に少年競技というのは、高校生と一部中学3年生も参加している競技が半数近くございます。

**○中野委員** そうなると少年男子・女子というのは高校総体がありますよね、そこ辺と順位が違おうとしても、大体結果的には比例するわけですか。

**○古木スポーツ振興課長** 御指摘のとおりでございます。高校総体の全国でベスト8以上の入賞者数というのを毎年とっております。ことしは23でございました。昨年度は少年競技で40入賞してございまして、やはり昨年はその関係で少年が点数をとっていた。ことしは少年競技が非常に点数がとれない、高校総体もなかなか奮わなかったと。その前の年も少年が24という入賞で非常に少なかったんですけれど、やはり少年の順位がとれずに42位ということでしたので、少年競技は高校総体と比例しますし、ここが安定してとれますと30位台以上がとれるというような分析はしているところなんですけれど、なかなか少年競技というのは毎年メンバーが入れかわるものですから、最近で言うと1年おきというような傾向も見られるわけなんです。ここを安定させていくことが、まず、30位台をとれるポイントかなと考えております。

**○中野委員** 実業団、スポーツ団体とか多いと

ころはやっぱり有利になる、そうすると企業数にかかわるとか。教育委員会に物を言おうとすれば、逆に少年男子のところまでどれぐらい頑張るとしか言えないな。

それと、1回も見たことないんだけど、例えば、類似団体があるじゃないですか、秋田なんかもうちょっと上かなと。スポーツ協会の予算が大体スポーツ団体にいく予算でしょう。

○古木スポーツ振興課長 体育協会を通して、各競技団体にそういった支援をしているという状況でございます。

○中野委員 単純比較でもいいから、1回、例えば類似団体とか、九州管内のそういうスポーツ協会の予算というのが、どれぐらい全国で差があるかちょっと見たいんだけど。やっぱり予算もないのに頑張れ、頑張れと言ってもしようがないな。来年でいいですから1回そういう資料を出してください。

○古木スポーツ振興課長 また調査をいたしたいと思います。

○図師委員 国体の競技力向上についての(1)の④番のところ、地域シンボルスポーツの育成というのは、やはり私も大切だなと思うんです。ただ、これは小中高生を対象に企業や総合型などに活動支援を行うということなんですが、これは強化練習会や講習会という単発の活動だけではなくて、やはり継続的にハード面・ソフト面の支援が必要だろうなと思ってます。今、説明を聞いてる中でも、特に全国的にもまだマイナーというか、競技人口が少ないものにいち早く取りかかったほうが、メジャー競技の競技力を上げる、全国的にもかなりレベルが高いところに食い込むよりは、マイナー競技のほうに光を当てたほうがと私は思うんです。例えば、フェンシングとか、ボルダリングとか、アーチェリー

一とか、こういうところでどこかの総合型地域スポーツクラブに専任のコーチとか、指導者を1年、2年、3年と張りつける予算をつけていただいて招聘して。ボルダリングなんかも施設がほとんどありませんので、宮崎市内のほうの総合型が対象になるのかなと思いますし、フェンシングも常設のフェンシング場は高校にはあるのか、一般の方が使えるフェンシング場がないということ、アーチェリーも一般の方が日常的に撃てる射場がないということ、そういうものを勘案すると、まずハード面というか、「鶏が先か卵が先か」じゃありませんけれど、そういうものをどこかのスポーツクラブに指定して、箱にもちゃんとある程度の予算をつけた上で育成を図っていくとか、そういう計画性というのも、こういう単発の指導で予算をつぎ込むよりは、ある程度のスパンで体制を整えていくというのが必要かと思います。特にマイナー競技に関して、いかがでしょう。

○古木スポーツ振興課長 御指摘のとおりで、企業、市郡体協、総合型地域スポーツクラブなどのそういったものに支援をしているとありますけれども、特に、先ほど申し上げましたような競技というのは、高校には多くはなく、何とか部活動があるところが拠点となっている場合もあるんです。小中学校では、特に中学校の部活動ではそういう部はないわけでありまして、そうなりますと、こういった地域のスポーツクラブ等々と連携を深めて、取り組みをしていかざるを得ないというのが本音なんですけれども、そういった取り組みをやっぱり今後検討していくことは本当に大切であると考えております。

○図師委員 特にウエイトリフティングとか、フェンシングとか、アーチェリーは、高校の指

導者の枠をつくっていただいて指導力向上、また、その指導者も選手としての参加ももちろんしていただくということで計画的にやられているとは思いますが、やはり常設のそういう練習場がないというところをまず解消されることが先でしょうし、指導者を入れられたのであれば、今度はそういう環境も速やかに整えられることを希望いたしますが、いかがでしょう。

**○古木スポーツ振興課長** まず、指導者、それと選手、もう一つやっぱり大事なものは箱物というか、施設、この3つがそろわないとやはり競技力向上はできませんので、そこあたりも踏まえて検討していきたいと思います。

**○新見委員長** ほかにございませんか。

その他で何かありませんか。

**○徳重委員** 先ほどからいろいろ出ておりますが、新しいマイナースポーツ、それぞれ新しいものを、指導者を養成するということになりますと、当然お金が伴わなければ、幾ら立派な計画を立てて、ああだこうだと言ってもどうにもならないと思っております。ことし、来年、再来年、この時期に、そういったものをぴしゃっとつくってもらえるのかどうか。ずっと検討していきますというようなことでは、もう私は何にもならないと、四、五年たってから立派な指導者を求めましたよと、それから頑張りますよと言ったってもう遅いと思うんです。ここ一、二、三年以内には、ちゃんとしたそれぞれの競技種目の専門的な指導者を宮崎に連れてくると、そのためには生活保証なり、何なりをしてやらないと来てくれないと思うんですが、相当お金がかかるんじゃないかなと思っています。予算的な要求をしていく、そういう青写真みたいなものがあるのかどうか、今からなのか、ちょっと教えてください。

**○古木スポーツ振興課長** 人の問題もありますし、選手強化、指導者の養成、そして先ほど申し上げましたような環境整備という、この3つの柱でやっております。これにつきまして、きょうの最後に2巡目国体に向けた検討すべき事項というところで少しお示しをしているんですけども、現在、競技力向上の対策推進本部組織というのがございます。これについて、今、見直しを検討していきまして、その中であわせて競技力向上の対策年次計画という、3年ごとの計画のもとに取り組んでおりますが、これにつきまして、今、2巡目に向けての基本的な考え方をここでまとめているところでございます。これを踏まえて、それに必要な予算等についても今後要求をしていきたいというふうに考えております。

**○中野委員** 今、次の宮崎国体に向かっていろいろ競技力強化とか言うじゃないですか、あと10年先よね。幼稚園生を魂入れてやってちょうど中学生にして大会に出るぐらいになるとか、そこら辺は難しいなと思って。今、高校生をやったってもうどっちみちオーバーするでしょう、10年先をどうやってと疑問を持った、それだけ。

**○古木スポーツ振興課長** 国民体育大会については毎年やっておりますので、次年度の国体に向けての強化も必要なんですけれど、2巡目国体ということになりますと、ある程度ターゲットの世代というのがございまして、今の小学校3年生がちょうど高校3年生で少年競技力の中心になるんでしょうか。それから、小学校2年生、小学校1年生あたりがちょうど少年競技の主力と、現在の中高生につきましては、ちょうどもう大学生から大人になると成年競技の中心ということになりますので、そこあたりのターゲットになるということ踏まえても、今の強

化は成年にはかなりつながっていくのかなというふうに思います。両方でやっていく必要があるのかなと思っております。

○新見委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩

---

午後2時25分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、8日に採決することにし、再開時刻を13時としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 では、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後2時25分散会

平成29年12月8日(金曜日)

---

午後0時59分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	新見昌安
副委員	長	野崎幸士
委員		徳重忠夫
委員		中野廣明
委員		横田照夫
委員		太田清海
委員		冨師博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	井口幸子

---

○新見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いたいと思いますが、採決の前に、議案につきまして賛否も含め御意見をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、議案の採決を行いたいと思います。

議案第31号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第31号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経

営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御意見等がありましたら出してください。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

---

午後1時10分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまいただいた御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の委員会について御意見を伺いたいと思います。

閉会中の委員会が1月25日木曜日に予定されております。これについて御意見・御要望等があったら出してください。

例年だと、1月の閉会中の委員会では、翌年の警察の運営方針及び運営重点について説明を受けているようです。暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

---

午後1時19分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

1月25日の閉会中の委員会につきましては、休憩中に出了た意見等を十分に参考にさせて

平成29年12月8日(金)

いただきながら、正副委員長に御一任いただく  
ということでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時20分閉会